

令和5年12月20日

健康福祉部

障害政策課支援調整係

電話: 027-226-2636

内線: 2636

# 令和4年度 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)第20条の規定に基づき、令和4年度における県内の障害者福祉施設従事者等(※)による障害者虐待の状況を公表します。 ※障害者福祉施設従事者等:障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所等に従事する者

## 1 相談・通報・届出件数、虐待件数

相談・通報・届出件数	112(68)件
虐待が認められた件数	22(12)件

<sup>※</sup>括弧内は前年度の件数(以下共通)

## 2 虐待が認められた事案における虐待の種別

身体的虐待	11(8)件
性的虐待	1 (3) 件
心理的虐待	9 (2) 件
放棄・放置(ネグレクト)	3 (0) 件
経済的虐待	2 (0) 件

※一事例で複数の種別に該当する場合があるため、合計は「虐待が認められた件数」と一致しない。

障害者虐待防止法では、「障害者虐待」を以下の5つの種別に類型化しています。

①身体的虐待:障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な

理由なく障害者の身体を拘束すること

②性的虐待: 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

③心理的虐待:障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的

外傷を与える言動を行うこと

④放棄・放置:障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による上記3つの虐待行

為と同様の行為の放置等

⑤経済的虐待:障害者の財産を不当に処分すること、障害者から不当に財産上の利益を得ること

## 3 虐待が認められた障害者福祉施設等の種別

障害者支援施設	7 (2) 件	共同生活援助	6 (3) 件
生活介護	2 (0) 件	短期入所	1 (0) 件
自立訓練	1 (0) 件	療養介護	2 (1) 件
就労継続支援B型	1 (4) 件	児童発達支援	2 (1) 件

### 4 虐待を行った障害者福祉施設等従事者の職種

管理者	1 (1) 件	生活支援員	15 (3) 件	世話人	2 (2) 件
児童指導員	1 (1) 件	看護職員	3 (1) 件	職業指導員	1 (2) 件
保育士	1 (0) 件	その他	0 (2) 件		

※一事例で複数の職種に該当する場合があるため、合計は「虐待が認められた件数」と一致しない。

# 5 虐待が認められた事案の詳細

	虐待者		被虐待者		去ける任団	虐待に	
	施設の種別	職種	性別	年代	障害の種類	虐待の種別	対する措置
1	短期入所	生活支援員	男性	20 代	知的障害	心理的虐待 放置・放棄	行政指導
2	共同生活援助	管理者 世話人	男性	20 代	知的障害	放置・放棄	行政指導
3	障害者支援施設	生活支援員	女性	40 代	身体障害 知的障害	身体的虐待	行政指導
4	共同生活援助	生活支援員	男性 女性	20代1名 30代4名 40代1名	知的障害	経済的虐待	行政指導
5	生活介護	生活支援員	男性	50代	身体障害	心理的虐待	行政指導
6	障害者支援施設	生活支援員	男性	40代	知的障害	身体的虐待	行政指導
7	児童発達支援	保育士	男性	就学前	知的障害 発達障害	身体的虐待	行政指導
8	療養介護	看護職員	男性	30代	身体障害	身体的虐待	行政指導
9	障害者支援施設	生活支援員	男性	50代	知的障害	心理的虐待	行政指導
10	障害者支援施設	生活支援員	男性	30代	知的障害	身体的虐待	行政指導
11	障害者支援施設	生活支援員	男性	40 代	身体障害 知的障害	身体的虐待	行政指導
12	自立訓練	生活支援員	男性	60代	精神障害 発達障害	心理的虐待	行政指導
13	障害者支援施設	生活支援員	男性	30代	知的障害	身体的虐待	行政指導
14	就労継続支援B型	職業指導員	女性	30 代	精神障害 発達障害	心理的虐待	行政指導
15	共同生活援助	生活支援員	男性	40代1名 50代1名	知的障害 精神障害	経済的虐待	行政指導
16	共同生活援助	世話人	男性	50代	知的障害	身体的虐待	行政処分
17	共同生活援助	生活支援員	女性	30 代	精神障害 発達障害	性的虐待	行政指導
18	療養介護	生活支援員 看護職員	男性 女性	30代3名40代1名60代1名	身体障害知的障害	身体的虐待 心理的虐待 放置・放棄	行政指導
19	生活介護	看護職員	男性 女性	20代1名40代1名	身体障害 知的障害 精神障害	心理的虐待	行政指導

	虐待者		被虐待者 虐待の種別		被虐待者		虐待に	
	施設の種別	職種	性別	年代	障害の種類	信付り他別	対する措置	
90	児童発達支援	児童指導員	身体的虐待		身体的虐待	/二元十七二首		
20	<u> </u>	<u>冗里</u> 相等貝	男性	就学前	知的障害	心理的虐待	行政指導	
21	共同生活援助	生活支援員	女性	30 代	身体障害	心理的虐待	行政指導	
21	共阳生佔饭奶	生伯义饭貝	女性	30 T (	知的障害	心性的信付	11以11等	
22	障害者支援施設	生活支援員	男性	50代	知的障害	身体的虐待	行政指導	

<sup>※「</sup>虐待に対して採った措置」について、中核市以外の市町村に関しては県が実施している。

# 6 県の対応

県では障害者虐待の防止のため、群馬県障害者権利擁護センターを設置し、市町村職員に対する研修の開催や弁護士・社会福祉士等の専門職の派遣等による助言・援助を行っています。

また障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所等に対しては、障害者虐待に関する相談窓口等を案内 する啓発ポスターを配布するとともに、職員の役職別研修や出前講座を実施し、障害者虐待の早期発見 及び防止に努めています。

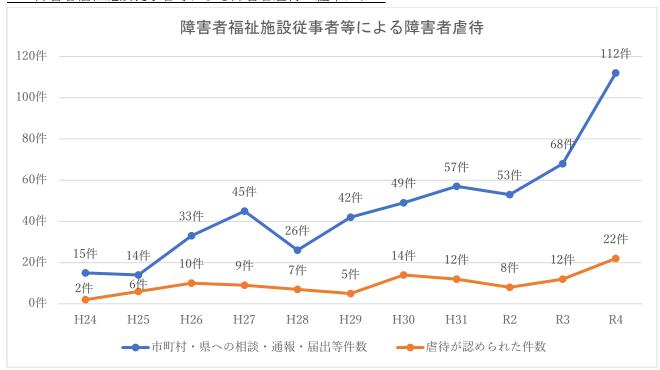
今後も引き続き、市町村・関係機関等を通じた連携の強化を行い、障害者虐待の根絶に向け取り組んでいきます。







## 1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の経年グラフ



# 2 令和4年度県内における障害者虐待の状況

## (1)相談·通報·届出件数、虐待件数

	養護者に よる虐待	障害者福祉施設 従事者等による 虐待	使用者に よる虐待	合計
相談・通報・届出件数	42(58)件	112 (68) 件	17(20)件	171(146)件
虐待が認められた件数	8 (10)件	22(12)件	11(10)件	41(32)件

- ※障害者虐待防止法では、「障害者虐待」を①養護者による虐待(市町村担当)②障害者福祉施設 等従事者による虐待(県担当)③使用者による虐待(労働局担当)と定義している。
- ※養護者:障害者の身辺の世話をしている家族、親族、同居人等
- ※使用者:障害者を雇用する事業主等
- ※「相談・通報・届出件数」は市町村及び県における受付件数であり、同一事例について重複している場合がある。
- ※「虐待が認められた件数」には令和3年度中に通報等を受け、令和4年度に虐待が認められた事 案を含む。

## (2) 虐待が認められた事案における虐待の種別

	養護者に よる虐待	障害者福祉施設 従事者等による虐待	使用者に よる虐待	合計
身体的虐待	7 (8) 件	11(8)件	0 (2) 件	18 (18) 件
性的虐待	0 (0) 件	1 (3) 件	1 (1) 件	2 ( 4)件
心理的虐待	0 (1) 件	9 (2) 件	0 (2) 件	9 (5)件
放棄・放置 (ネグレクト)	1 (1) 件	3 (0) 件	0 (0) 件	4 ( 1) 件
経済的虐待	0 (1) 件	2 (0) 件	10(9)件	12(10)件

※一事例で複数の種別に該当する場合があるため、合計は「虐待が認められた件数」と一致しない。